

新旧対照表（ほくと法人 I B サービス利用規定）

改定前	改定後
3. 利用申込 (1) (略) (2) サービス利用口座 ①～③ (略) ④サービス利用口座の届出 サービス利用口座は、利用申込書により届出るものとし、利用口座各々につき、利用申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、当行は、対象口座として利用できる預金種類・口座数を、<u>契約者に対して事前に通知することなく</u>変更する場合があります。 (3) (4) (略) 6. 利用時間 本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、当行はこの利用時間を<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。 7. 海外からの利用 本サービスの利用は日本国内に限ります。海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、国外からの申込および問い合わせ	3. 利用申込 (1) (略) (2) サービス利用口座 ①～③ (略) ④サービス利用口座の届出 サービス利用口座は、利用申込書により届出るものとし、利用口座各々につき、利用申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、当行は、対象口座として利用できる預金種類・口座数を変更する場合があります。 (3) (4) (略) 6. 利用時間 本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた利用日・利用時間内とします。なお、当行はこの利用時間を変更する場合があります。また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。 7. 海外からの利用 本サービスの利用は日本国内に限ります。海外からの利用により生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負い

改定前	改定後
わせについては受付できません。 8. 本人確認 (1) (略) (2) ログイン認識方式 ① (略) ② 電子証明書方式 (略) (a) (略) (b) 電子証明書の有効期間 電子証明書は、当行所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。なお、当行は<u>契約者に事前に通知することなく</u>、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 (略) (3) ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 ① ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワードの登録・管理 契約者は当行に対して、本人確認のための「ログイン ID」および「ログインパスワード」、「確認用パスワード」（以下、これら二つのパスワードを総称して「パスワード」といいます。）を、契約者の端末から当行所定の方法により登録するものとします。契約者がログイン ID、パスワードを登録する場合は、文字の種類および文字数について当行所定の範囲内で指定してください。契約者が本サービスの利用を開始した後は、パソコンの利用画面よりパ	ません。また、国外からの申込および問い合わせについては受付できません。 8. 本人確認 (1) (略) (2) ログイン認識方式 ① (略) ② 電子証明書方式 (略) (a) (略) (b) 電子証明書の有効期間 電子証明書は、当行所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。本サービスを継続して利用するためには、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行う必要があります。本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。なお、当行はこの電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 (略) (3) ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 ① ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワードの登録・管理 契約者は当行に対して、本人確認のための「ログイン ID」および「ログインパスワード」、「確認用パスワード」（以下、これら二つのパスワードを総称して「パスワード」といいます。）を、契約者の端末から当行所定の方法により登録するものとします。契約者がログイン ID、パスワードを登録する場合は、文字の種類および文字数について当行所定の範囲内で指定してください。契約者が本サービスの利用を開始した後は、パソコンの利用画面よりパ

改定前	改定後
スワード等を随時変更することができます。ログイン ID、パスワードは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。契約者の従業員がパスワードを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとしますログイン ID、パスワードの偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 ②（略） ③ログイン ID、パスワードの失念 契約者がログイン ID、パスワードのうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により当へ届出てください。当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。 （略） （4）（略） （5）取引における意思確認 ①（略） ②本人確認情報の受信前項に定める操作により当行が受信した本人確認情報が、契約者により当行にあらかじめ登録した内容、または当行が保有する内容との一致を確認した場合は、当行は送信者を契約者本人とみなします。当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、本人確認情報について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意志に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。	スワード等を随時変更することができます。ログイン ID、パスワードは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。契約者の従業員がパスワードを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。ログイン ID、パスワードの偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 ②（略） ③ログイン ID、パスワードの失念 契約者がログイン ID、パスワードのうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により当行へ届出てください。当行への届出前に<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 （略） （4）（略） （5）取引における意思確認 ①（略） ②本人確認情報の受信 前項に定める操作により当行が受信した本人確認情報が、契約者により当行にあらかじめ登録した内容、または当行が保有する内容との一致を確認した場合は、当行は送信者を契約者本人とみなします。当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、本人確認情報について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意志に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由</u>

改定前	改定後
(略) 9. 本人確認情報の管理 本人確認情報は契約者の責任において管理するものとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など、他人に知られやすい番号をパスワードとして使用することを避けるとともに、契約者は定期的にパスワードを変更するものとします。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行所定の時間内に当行に届出るものとし、当行は本サービスの利用を停止します。届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。電子証明書をインストールした契約者の端末を譲渡、破棄する場合、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。契約者が端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。 10. トランザクション認証用トークンの取扱い (1) トランザクション認証用トークンの取得・管理 ①～③ (略) ④契約者は自らの責任においてトランザクション認証用トークンを厳重に管理するものとし、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。なお、契約	<u>がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 (略) 9. 本人確認情報の管理 本人確認情報は契約者の責任において管理するものとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など、他人に知られやすい番号をパスワードとして使用することを避けるとともに、契約者は定期的にパスワードを変更するものとします。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行所定の時間内に当行に届出るものとし、当行は本サービスの利用を停止します。届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。電子証明書をインストールした契約者の端末を譲渡、破棄する場合、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。契約者が端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。 10. トランザクション認証用トークンの取扱い (1) トランザクション認証用トークンの取得・管理 ①～③ (略) ④契約者は自らの責任においてトランザクション認証用トークンを厳重に管理するものとし、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。なお、契約

改定前	改定後
者の従業員がトランザクション認証用トークンを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。トランザクション認証用トークンの紛失・盗難等の場合、契約者は速やかに当行にその旨を通知することとします。通知前に生じた損害について、当行は責任を負いません。 (略) 12. サービスの廃止 <u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 14. 電子メール 契約者はサービス利用登録時に、本サービスを介して電子メールアドレスを登録することとします。当行は振込振替受付結果やその他の告知を届出の電子メールアドレスに送信します。届出の電子メールアドレスを変更する場合には、本サービス上で再登録を行うものとします。当行が届出の電子メールアドレスに送信した場合は、通信障害その他の理由による未着・延着が発生したときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。契約者が届け出た電子メールアドレスが契約者の責めにより契約者以外の者のアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。	者の従業員がトランザクション認証用トークンを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。トランザクション認証用トークンの紛失・盗難等の場合、契約者は速やかに当行にその旨を通知することとします。通知前に、<u>当該通知がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 (略) 12. サービスの廃止 <u>当行は、1ヵ月前の事前の通知をもって本サービスで実施しているサービスの全部または一部について廃止することができます。ただし、緊急やむを得ない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 14. 電子メール 契約者はサービス利用登録時に、本サービスを介して電子メールアドレスを登録することとします。当行は振込振替受付結果やその他の告知を届出の電子メールアドレスに送信します。届出の電子メールアドレスを変更する場合には、本サービス上で再登録を行うものとします。当行が届出の電子メールアドレスに送信した場合は、<u>当行の責によらない</u>通信障害その他の理由による未着・延着が発生したときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。契約者が届け出た電子メールアドレスが契約者の責めにより契約者以外の者のアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

改定前	改定後
15. 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページまたは、関連書類送付により通知することに同意するものとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものととして取扱います。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません 16. 手数料 (1) (略) (2) 当行は月額基本料金およびその支払方法を<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。また、月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更または新設する場合があります。 Ⅱ. 提供サービス 2. 振込振替サービス (1)～(10) (略) (11) 1日あたりの取引限度額 ① (略) ② 当行は<u>契約者に事前に通知することなく</u>、当行所定の取引限度額を変更することがあります。なお、1日あたりの取引限度額の対象は、同一日に受付けた取引とし、振込手数料は含みません。限度額を超えた取引依頼については、当行は受付ける義務を負いません。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。	15. 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページまたは、関連書類送付により通知することに同意するものとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものととして取扱います。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 16. 手数料 (1) (略) (2) 当行は月額基本料金およびその支払方法を変更する場合があります。また、月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、変更または新設する場合があります。 Ⅱ. 提供サービス 2. 振込振替サービス (1)～(10) (略) (11) 1日あたりの取引限度額 ① (略) ② 当行は、当行所定の取引限度額を変更することがあります。なお、1日あたりの取引限度額の対象は、同一日に受付けた取引とし、振込手数料は含みません。限度額を超えた取引依頼については、当行は受付ける義務を負いません。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

改定前	改定後
(略) 4. 総合振込 (1)～(4) (略) (5)振込指定日 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。 なお、当行は<u>契約者に事前に通知することなく</u>この期間を変更することがあります。 (略) 5. 給与振込・賞与振込 (1)～(4) (略) (5)振込指定日 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。 なお、当行は<u>契約者に事前に通知することなく</u>この期間を変更することがあります。 (略) 8. API 連携 (1)～(5) (略) (6)「API 連携」の利用 ①～③ (略) ④当行は、前項のトークンを発行・付与した場合には、当該トークンを付与し	(略) 4. 総合振込 (1)～(4) (略) (5)振込指定日 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。 なお、当行はこの期間を変更することがあります。 (略) 5. 給与振込・賞与振込 (1)～(4) (略) (5)振込指定日 振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。なお、当行はこの期間を変更することがあります。 (略) 8. API 連携 (1)～(5) (略) (6)「API 連携」の利用 ①～③ (略) ④当行は、前項のトークンを発行・付与した場合には、当該トークンを付与し

改定前	改定後
た時点以降、当該トークンの有効期間内において、本規定に定める本人確認方法にかかわらず、外部サービス事業者から当該トークンを利用したアクセスがなされたものと当行所定の方法により確認できる限り、契約者自身により当行が提供するサービスの利用がなされたものとみなします。この場合、API連携に関し、トークンの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ⑤～⑪（略） (7)(8)（略） (9)その他免責事項 ①（略） ②当行は、外部サービス事業者に起因して契約者に発生したすべての損害について、契約者に対し、一切の責任を負いません。 ③API連携に関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、契約者に事前に通知することなく、API連携の全部または一部が一時的に制限、停止されることがありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 （略） (10)外部サービス事業者が提供するサービスの終了 ①契約者は、外部サービス事業者が提供するサービスを終了させることを希望する場合には、外部サービス事業者に対し、サービス利用契約の解約またはサービスの利用停止等の措置を申し出るものとします。かかるサービス利用契約の解約またはサービスの利用停止等の申出を行った場合であっても、当	た時点以降、当該トークンの有効期間内において、本規定に定める本人確認方法にかかわらず、外部サービス事業者から当該トークンを利用したアクセスがなされたものと当行所定の方法により確認できる限り、契約者自身により当行が提供するサービスの利用がなされたものとみなします。この場合、API連携に関し、トークンの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ⑤～⑪（略） (7)(8)（略） (9)その他免責事項 ①（略） ②当行は、外部サービス事業者に起因して契約者に発生したすべての損害について、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、契約者に対し、一切の責任を負いません。 ③API連携に関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、契約者に事前に通知することなく、API連携の全部または一部が一時的に制限、停止されることがありますが、そのために生じた損害について<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 （略） (10)外部サービス事業者が提供するサービスの終了 ①契約者は、外部サービス事業者が提供するサービスを終了させることを希望する場合には、外部サービス事業者に対し、サービス利用契約の解約またはサービスの利用停止等の措置を申し出るものとします。かかるサービス利用契約の解約またはサービスの利用停止等の申出を行った場合であっても、当

改定前	改定後
行が当行所定の方式によりサービス利用契約が解約され、またはサービスが利用停止されたことを確認するまでの間、当行は、サービス利用契約が有効に存続したまたはサービスが利用停止されることなく継続しているものとしてみなしてAPI連携の提供を続けることができるものとし、これによって契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。 ②前項のほか、契約者と当行との間における普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座預金規定等の各種規定にかかる契約が解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、API連携も当然に終了するものとします。また、外部サービス事業者と当行との間におけるAPI連携にかかる契約のいずれかが解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、当該外部サービス事業者との間におけるAPI連携も当然に終了するものとします。かかるサービスの終了によって契約者に生じた損害について当行は責任を負いません。 IV. 届出事項の変更等 (1) 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害について当行は責任を負いません。 (略)	行が当行所定の方式によりサービス利用契約が解約され、またはサービスが利用停止されたことを確認するまでの間、当行は、サービス利用契約が有効に存続したまたはサービスが利用停止されることなく継続しているものとしてみなしてAPI連携の提供を続けることができるものとし、これによって契約者に生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 ②前項のほか、契約者と当行との間における普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座預金規定等の各種規定にかかる契約が解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、API連携も当然に終了するものとします。また、外部サービス事業者と当行との間におけるAPI連携にかかる契約のいずれかが解約、有効期間の満了その他の事由により失効した場合には、当該外部サービス事業者との間におけるAPI連携も当然に終了するものとします。かかるサービスの終了によって契約者に生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 IV. 届出事項の変更等 (1) 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害について当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 (略)

改定前	改定後
V. 免責事項 当行は契約者が操作されたパソコン等の端末から送信された本人確認情報を当行に登録されている本人確認情報の一致を確認し取扱ったうえは、本人確認情報の不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。次の各号により、本サービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 1. 2. (略) 3. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のログイン ID、パスワード、トランザクション認証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 4. システムの更改<u>あるいは、</u>障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 5. (略) 6. <u>本サービスに使用する機器および通信媒体が</u>正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 7. コンピュータウィルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。	V. 免責事項 当行は契約者が操作されたパソコン等の端末から送信された本人確認情報を当行に登録されている本人確認情報の一致を確認し取扱ったうえは、本人確認情報の不正使用その他の事故があっても、そのために契約者に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。次の各号により、本サービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 1. 2. (略) 3. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のログイン ID、パスワード、トランザクション認証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 4. システムの更改時または障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、<u>当行が相当の注意をもってシステムの更改、復旧または維持管理を行い若しくは行わせたときは、</u>そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 5. (略) 6. <u>契約者は本サービスに使用する契約者自身の機器および通信媒体が正常に稼動する環境について、自ら責任を負うものとします。契約者自身の通信機器が</u>正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 7. <u>当行の責に帰すべき事由によらずに</u>コンピュータウィルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

改定前	改定後
(略) Ⅵ. 解約 1. 契約者からの解約 本サービスは、契約者の都合によりいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害について当行は責任を負いません。 2. 当行の判断による解約 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届け出の住所に解約の通知を行います。<u>その場合、その通知が延着したまたは到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとしなします。</u>契約者に次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができるものとします。 (1)～(3) (略) (4)住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合。 (略) Ⅶ. 規定の変更 1. <u>当行は本規定の内容を、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。</u>	(略) Ⅵ. 解約 1. 契約者からの解約 本サービスは、契約者の都合によりいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 2. 当行の判断による解約 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届け出の住所に解約の通知を行います。<u>当行が行った通知が延着したまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとしなします。</u>契約者に次の各号に定める事由が一つでも生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止または契約を解約することができるものとします。 (1)～(3) (略) (4)住所変更等の届出を怠るなど<u>により、当行が相当と認める期間、</u>契約者の所在が把握できない場合。 (略) Ⅶ. 規定の変更 1. <u>当行は法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が必要である場合には、本規定の内容を変更する場合があります。</u>

改定前	改定後
2. <u>変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の規定を承認したものとみなします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。</u> 以上	2. <u>前記1. の変更は、変更後の本規定の内容ならびに変更後の本規定の効力発生時期を、ホームページその他適切な方法により周知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以上